(目的)

第1条 この要綱は、市内に在住、通勤又は通学し、小学生以下の児童を養育する者の 仕事と育児の両立のための環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行うため、 四日市市ファミリー・サポート・センター事業(以下「事業」という。)の実施につい て必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

- 第2条 事業の内容は、育児の援助を行いたい者(以下「援助提供者」という。)及び育児の援助を受けたい者(以下「援助依頼者」という。)を会員として組織する四日市市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)の設置、運営等に関する次に掲げるものとする。
 - (1) センターの設置に関すること。
 - (2) センターの会員(以下「会員」という。)の募集、登録等に関すること。
 - (3) 会員の相互の育児に関する援助活動(以下「相互援助活動」という。)の調整に関すること。
 - (4) 会員を対象とする講習会及び交流会に関すること。
 - (5) 広報に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(センターの設置等)

- 第3条 市長は、センターを設置し、相互援助活動を行う援助提供者及び援助依頼者を 会員として組織する。
- 2 市長は、センターの円滑な運営のため、センターに事務局を置く。

(会員の青務等)

- 第4条 会員は、市内に在住する援助提供者及び市内に在住、通勤又は通学し、小学生以下の児童を養育する援助依頼者で、相互援助活動を理解する者とする。
- 2 会員は、相互援助活動により知り得た他の会員に関する秘密を他人に漏らしてはな らない。第6条の規定により退会した後も、同様とする。
- 3 会員は、相互援助活動中に生じた事故による損害について、当該相互援助活動の当 事者である会員間において解決しなければならない。
- 4 会員は、前項に規定する損害賠償等に備えるため、財団法人女性労働協会を保険契約者とするファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。 (入会等)

- 第5条 センターに入会しようとする者(以下「入会希望者」という。)は、次の各号に 定める入会申込書を市長に提出し、相互援助活動に関する講習会を受講しなければな らない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 援助依頼者 四日市市ファミリー・サポート・センター入会申込書(第1号様式)
 - (2) 援助提供者 四日市市ファミリー・サポート・センター入会申込書 (第1号様式の2)
- 2 市長は、入会希望者で、前条第1項に規定する者に該当すると認めた者に対し、会 員証を交付するものとし、会員証は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 四日市市ファミリー・サポート・センター会員証(第2号様式) 育児の援助 を受けるが援助を行わない会員に交付する会員証
 - (2) 四日市市ファミリー・サポート・センター会員証(第2号様式の2) 育児の 援助を行う会員又は育児の援助を受け、及び行う会員に交付する会員証
- 3 前項の規定により交付された会員証の有効期間は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号により交付された会員証の有効期限は、交付の日から援助対象となる 子のうちの末子が小学校を卒業する年度の末日までとする。
 - (2) 前項第2号により交付された会員証の有効期限は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、中途の入会者の有効期限の始期は、その会員証の交付の日とする。また、有効期限は会員の希望により更新できるものとする。

(会員情報の変更)

- 第5条の2 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに四日市 市ファミリー・サポート・センター入会申込書記載内容変更届(第3号様式)をセンター に提出するものとする。
- 2 前項の届出により、前条第2項第1号に定める会員証の有効期限に変更が生じた場合、 センターは会員証を再度交付するものとする。その場合、会員は変更前の会員証を返還す るものとする。

(退会)

- 第6条 会員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターを退会させる ことができる。
 - (1) 会員が、四日市市ファミリー・サポート・センター退会届(第4号様式)を提出したとき。
 - (2) 第5条第2項第1号に定める会員証の有効期限が満了したとき。
- 2 会員は、退会しようとするときは、第5条第2項により交付された会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー等)

- 第7条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザー及びサブ・リーダー (以下「アドバイザー等」という。)を置く。
- 2 アドバイザーは、第2条に規定する事業の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行う。
 - (1) サブ・リーダーの育成、指導等に関すること。
 - (2) 相互援助活動の相談に関すること。
 - (3) 事業の事務処理に関すること。
- 3 サブ・リーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行う。 (相互援助活動の内容)
- 第8条 相互援助活動の内容は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、学童保育所等(以下「保育園等」という。) へ児童(育児の援助を必要とする小学生以下の児童とする。以下同じ。) を送迎すること。
 - (2) 保育園等の始業時間前又は終業時間後に児童を預かること。
 - (3) 病児・病後児(軽い病気又は病気の回復期にある児童。以下同じ。)を預かること。
- (4) 児童の保護者の急な勤務等に伴い児童を預かり、又は保育園等へ送迎すること。
 - (5) 保育園等から児童の急な発熱等病気に係る呼出しがあった場合において、保育 園等へ児童を迎えに行くこと。
 - (6) その他会員の育児のために必要な援助を行うこと。

(相互援助活動の実施等)

- 第9条 援助依頼者である会員(以下「依頼会員」という。)は、援助を必要とする場合には、アドバイザー等に援助の申込みをするものとする。
- 2 アドバイザー等は、前項に規定する申込みを受けた援助の内容(以下「申込みの援助」という。)を援助依頼受付簿(第5号様式)に記載するとともに、申込みの援助を 実施できる援助提供者である会員(以下「援助会員」という。)を会員の中から選考し、 当該依頼会員に紹介する。
- 3 前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、援助会員と申込みの援助の内容等について事前に充分な協議を行い、援助の実施を相互に決定する。
- 4 申込みの援助を実施した援助会員は、援助を終了したときは、援助活動記録簿(第6号様式 以下「記録簿」という。)に援助の実施内容を記入し、依頼会員の確認を受

けなければならない。

(依頼会員の遵守事項等)

- 第10条 依頼会員は、申込の援助を実施する援助会員に対し、申込みの援助以外の援助を要求してはならない。
- 2 依頼会員は、相互援助活動の終了後に援助会員に対して相応の報酬を支払うものと する。

(援助会員の遵守事項等)

- 第11条 援助会員は、児童を預かる相互援助活動をするときは、当該援助会員の現に 居住する住宅等で行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、依頼 会員との協議の上、当該依頼会員の現に居住する住宅等で行うことができる。
- 2 援助会員は、1月ごとに記録簿をアドバイザー等を経由して市長に提出するものと する。
- 3 援助会員は、相互援助活動中に事故又はそれに類することがあった場合、速やかにセンターに報告しなければならない。

(事業の委託)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業を委託することができる。 (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(改正部分に係る事業の委託)

2 施行期日現在、従前の要綱により事業を委託している団体がある場合は、その契約

期間満了まで新たな団体への委託は行わない。

附則

- この要綱は、平成29年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

四日市市長

年 月 日

四日市市ファミリー・サポート・センター 入会申込書(依頼会員用)

四日市市ファミリー・サポート・センターの利用会員として入会したいので、次のとおり申し込みます。 なお、下記の個人情報は、センター事業、アドバイザーの業務、相互援助活動のために提供・利用することに同意します。

9 0								
フリガナ								
会員氏名 (自書または 記名、押印)						男・女		写真
記名、押印)						<i>5</i> 1 × 1		구 두
生年月日	西	5暦 年 月	1	日				
	₹	一 (地区:)			自宅		
住所					連絡先	FAX		
					~= 174 76	携帯		
		フリガナ				メール		
	援助対象者 (〇印)	氏名	続柄	性別	生年月日 (西暦)	勤務 学校	先(TEL) ·保育園	緊急連絡先
				男·女				
				男·女				
TT ## /TF ;C				男·女				
世帯状況				男·女				
				男·女				
				男·女				
				男·女				
	【アレル	ンギーや持病など】						
援助対象の子ども								
の状況	内科:				住所(℡)			
	主治医	外科:	住所(℡)					
※病児・病	※病児・病後児の援助の希望の有無 あり なし							
4	. ,	4 m 100 s						

<以下、センター使用欄>

受付者

依頼会員講習会参加状況

年 月 日受講済

入会日	退会日	会員番号

承 諾 書

- 1、希望の利用依頼に応じられないこともあることを了承します。
- 2、援助活動中の不慮の事故に関しては、保険の範囲を超えた賠償責任は要求しません。
- 3、援助活動により知り得た他人の家庭の情報などは、他人に漏らしません。
- 4、会員証は他人に貸したり、譲渡しません。
- 5、会員証を紛失した時、または変更が生じた場合は、速やかに四日市市 ファミリー・サポート・センターに届け出ます。

四日市市ファミリ―・サポート・センター 殿

住所

氏名(自書または記名、押印)

病児•病後児援助
両方会員

四日市市長

年 月 日

四日市市ファミリー・サポート・センター 入会申込書(援助会員用)

四日市市ファミリー・サポート・センターの利用会員として入会したいので、次のとおり申し込みます。 なお、下記の個人情報は、センター事業、アドバイザーの業務、相互援助活動のために提供・利用することに同意します。

より 。							
フリガナ 会員氏名 (自書または 記名、押印)						男・女	写真
生年月日	西暦	年	月	日			
	- −	- ((地区:)		自宅	
住所					連絡先	FAX	
工刀					上 连 们 儿	携帯	
						メール	
仕事の有無	有・無	勤務先(TeL)				緊急連絡先	
同居家族	配偶者(有 子ども (子の年齢: その他		人 歳 歳) 人		資格·免許 (経験年数)	1、看護師(2、保育士(3、幼稚園教諭 4、小学校教諭	
ペット	犬•猫	·その他()	運転免許証	有	• 無
援助できる	日時		日	• 月	• 火 • 水 •	木・金・	±
日時	時間				: ~	:	
内容	○緊急の依	迎= 可・ ? 頼= 可・ ? う依頼= 可	否				

<以下、センター使用欄>

入会日	退会日	会員番号

承 諾書

- 1、援助活動中の不慮の事故に関しては、保険の範囲を超えた賠償責任は要求しません。
- 2、援助活動中に事故などが発生したときには、速やかにファミリー・サポート・センターへ報告します。
- 3、援助活動により知り得た他人の家庭の情報などは、他人に漏らしません。
- 4、援助の報酬については、会の基準を遵守します。
- 5、会員証は他人に貸したり、譲渡しません。
- 6、会員証を紛失した時、または変更が生じた場合は、速やかに四日市市ファミリー・サポート・センターに届け出ます。

四日市市ファミリ―・サポート・センター 殿

住所

氏名(自書または記名、押印)

表面

四日市市ファミリー・サポート・センター会員証

会員番号 氏名

(生年月日 年 月 日)

上記の者は、四日市市ファミリー・サポート・センターの 会員であることを証明します。

年 月 日

四日市市ファミリー・サポート・センター 印

(有効期限は 年3月31日までとする。)

裏面

注意事項

- 1援助の依頼及び提供はアドバイザーを通して行ってください。
- 2相互援助活動中は、必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。
- 3援助を行ったときは、「援助活動記録簿」に記入し、依頼会員から確認の自書または記名、押印を受けてください。
- 4相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシー を侵害しないよう秘密を漏らさないようにしてください。
- 5その他相互援助活動の実施や報酬の授受については、センターの会則に従ってください。
- 6相互援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してく ださい。
- 7この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは直ちにセンターへ連絡してください。
- 8この会員証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。
- 9退会するときは必ず会員証をお返しください。

写真

表面

四日市市ファミリー・サポート・センター会員証

会員番号 氏名

(生年月日 年 月 日)

上記の者は、四日市市ファミリー・サポート・センターの 会員であることを証明します。

年 月 日

四日市市ファミリー・サポート・センター 印

写真

援助

裏面

注意事項

- 1援助の依頼及び提供はアドバイザーを通して行ってください。
- 2相互援助活動中は、必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。
- 3援助を行ったときは、「援助活動記録簿」に記入し、依頼会員から確認の自書または記名、押印を受けてください。
- 4相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシー を侵害しないよう秘密を漏らさないようにしてください。
- 5その他相互援助活動の実施や報酬の授受については、センターの会則に従ってください。
- 6相互援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してく ださい。
- 7この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは直ちにセンターへ連絡してください。
- 8この会員証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。
- 9退会するときは必ず会員証をお返しください。

年 月 日

四日市市ファミリー・サポート・センター入会申込書記載内容変更届

四日市市ファミリー・サポート・センター様

下記のとおり入会申込書の内容に変更が生じましたので、お届けします。

記

- 1 氏 名(フリガナ)
- 2 住所
- 3 会員番号
- 4 変更した内容

会員氏名 ・ 住所 ・ 連絡先 ・ 世帯状況 ・ 援助対象の子どもの状況 ・ その他

※該当する項目に〇をつけてください

5 変更後の内容

3 変更した日

年 月 日

退会届

四日市市ファミリー・サポート・センター様

5 退会の理由

下記のとおり退会したいのでお届けします。

 1 氏 名 (自書または記名、押印)

 2 住 所

 3 会員番号

 4 退 会 日 年 月 日()

援助依頼受付簿

No.	受付年月日	依頼会員の番号と氏名	子どもの名前	依頼時間	依頼内容	援助会員の番号と氏名	備考
				: ~ : (時間)			
				: ~ : (時間)			
				: ~ : 時間)			
				: ~ : (時間)			
				: ~ : (時間)			
				: ~ : (時間)			
				: ~ : (時間)			
				: ~ : (時間)			
				: ~ : 時間)			
				: ~ : (時間)			

援助活動記録簿(会員用)

1 援助]実施日時	年	月 日	()	:	~	:	
2 依賴	i会員 会員番	号	i	氏名				
3 子ど	もの名前				(性別:	男∙女∷	年齢	裁)
4 援助	の内容							
時	事項			子と	もの様子			
	 闌には、食事(ミル 見・病児の援助の						子を記入し	ってください。
5 報酬	等							
:	幸促西州		円	内訳	単価	円×	時間	1
					単価	円×	時間	
,	その他実費		Щ	内訳	単価 交通費	円×	時間 P	
•	() 尼人吳			1 14/1	食事代		Р	
					キャンセル	/料	P	∃
· •	合計		<u> </u>		受診料		F	9
ト記の	年 とおり報告します	月 日 また ト記 <i>の</i>	報酬を領切	丰 I た				
	とのり取らしより	0 6/2 、 1 10 0			。 または記名	3、押印)		
	ついて確認します	-				, ,		
(依頓名	살림) 소림 悉문	氏 夕	(白聿	またけ記る	ス 畑FD)			

ヒヤリハットのデータの収集にご協力ください

センターでは、相互援助活動中の安全対策に関する情報発信を充実させるために、ヒヤリハット(危険と感じたこと、ケガが起きそうだと感じたこと)の事例を集めています。

皆様から、できるだけ多くの事例を収集し、安全に活動していただくための注意事項をまとめて、 会報や研修にてお知らせしたいと考えています。

事例をいただいたかたのお名前等を公表することはありません。ぜひ、ご協力をお願いします。

相互援助活動中に、ヒヤリハット(危なかったことなど)があれば、ご記入をお願いします。				
場所	(例:公園で)			
子どもの年齢・性別	(例:2歳5か月 女児) 歳 か月 男児・女児			
ヒヤリとしたこと	(例:滑り台の上から体を乗り出して、ふらついた。)			
今後気を付けようと思うこと	(例:滑り台はついて行くようにする。)			